

鳥取県西部広域行政管理組合  
一般廃棄物処理施設意見調整委員会（第2回）会議録

開催日時 令和6年1月16日（火）午前10時00分～午前11時50分まで

開催場所 米子コンベンションセンター 3階 第1会議室

出席委員等 【委員】

田村 真一、松田 久永、梶川 勇樹、甲田 紫乃、伊達 勇介

【彦名校区自治連合会】

会長以下5名

【鳥取県西部広域行政管理組合】

事務局長 三上 洋

ごみ処理施設整備課 課長 生田 公志

〃 課長補佐 大峯 正人

〃 課長補佐 加藤 公教

傍聴者数 10名（彦名校区自治連合会関係5名、一般5名）

公開・非公開 公開

次第 1 開会

2 委員長挨拶

3 議題

（1）要求書に記載されている彦名校区自治連合会の意見及びその意見に対する鳥取県西部広域行政管理組合の見解について

（2）次回委員会の会議の公開・非公開について

4 その他

5 閉会

会議内容

1 開会

（事務局）

- ・委員会設置要綱第5条第3項に基づき、委員総数5名全員の出席により過半数に達していることから会議が成立している旨を報告。

2 委員長あいさつ

（委員長）

- ・第2回および第3回の委員会では、彦名校区自治連合会の意見及びその意見に対する鳥取県西部広域行政管理組合の見解について、双方から説明いただく。
- ・委員には、専門的な立場から率直な意見をお願いする。
- ・本日の会議の公開・非公開について、第1回委員会において公開すると決めており、非公開情報に該当する事項はないと考えるので、公開としたい。

（委員）

- ・異議なし。

### 3 議題

(1) 要求書に記載されている彦名地区自治連合会の意見及びその意見に対する鳥取県西部広域行政管理組合の見解について

#### ①事業の実行性

(彦名校区自治連合会)

- ・委員の皆様には、就任について感謝申し上げるとともに、公平で整合性のある合理的な結論を出していただくようお願いする。
- ・事務局には、時間的な制約により2回の委員会で意見陳述が終わらなかった場合は、追加の委員会を設けていただくよう調整をお願いする。
- ・要求書は、決して彦名を候補地とすることを絶対に反対と言って出したものではない。中には賛成している方もおられることは十分承知している。また、いたずらに引き伸ばして地域振興策を引き出そうとした考えのものでもない。今までの組合の説明会等における説明を聞いて、彦名ありき、スケジュールありきで進んでいるように受け取らざるを得ないということで、説明会等で町民から出された意見や質問を連合会なりにまとめて要求書という形で提出したものであることを委員の皆様には十分にご理解いただきたい。

- ・事業の実行性について、経済合理性に関し、組合から「彦名町に中間処理施設、陰田町に最終処分場を造った場合と、尾高・日下に両方の施設を作った場合、彦名町のほうが20年間に10億円経済的に優位である。」ということも選定の大きな要因であるとの説明があった。しかし、最終処分場が新山・陰田町に決まっているので、最終処分場が同じならそのような差にはならず、20年間で4億6千万円、彦名町が優位との差になるようだ。

しかし、その試算は、大変重要なところが欠け落ちていると思う。建物は同一で両候補地とも費用は同じだが、地盤改良の費用が考慮されているのか非常に疑念がある。

彦名町のほうは、地域性により水害や液状化が予想されるし、固い地盤が非常に深い部分にあるので、簡易的な地盤の調査を実施して、金額を積算し、優位性を判断すべきである。

また、当初案で今の干拓地西橋を通る道を搬入路として使用する計画に対して、地元は絶対に容認できないので検討するよう返答しており、新たに道路を作ることになると、それなりに費用がかさむ。そういう積算をしても果たして本当に彦名が経済性に優れているのか非常に疑念がある。

(組合)

- ・2次評価における経済性については、インフラ整備費、施設整備費、運搬費を評価項目としており、その施設整備費のなかに、地盤改良、表土改良の費用を盛り込んで評価を行っている。
- ・経済性については、今回の要求書の中の記載事項ではない内容であり、あらためて資料を提出する。
- ・取付道路の検討については、既存の彦名西13号線を改良することを想定して施設配置案を検討してきたが、建設候補地の選定前に実施した地元説明会における意見を受け、正副管理者会議において、今後整理する主な事項に農業者の利用を考慮した取付道路の検討という事項を含めており、現在、複数案を検討している。

- ・移転補償については、想定する敷地付近に2軒の住宅があるが、現在は施設の敷地境界や取付道路を検討している段階であり、これに関する具体的な相談はしていない。  
また、公共事業に伴う移転補償額については、家屋の規模や築年数等から評価額を算出することになり、他の公共事業の事例と大きく異なることはない。公共事業に伴う家屋の移転はほかの事例でも見られることから、適切に対応することと考えている。  
したがって、現段階で取付道路の確保が困難であるとは考えていない。
- ・尾高・日下地区における建設候補地周辺で用地買収の懸念がないということについては、日下地区が含まれる県地区連合自治会から米子市に対して、米子市が本組合に報告された調査対象地から尾高・日下地区を取り下げるよう令和4年12月に要望書が提出されたと伺っている。  
なお、建設候補地に選定されなかったことから、尾高・日下地区内においては自治会への説明を行っていない。また、用地買収に関する相談を行っていないことから要求書に記載されている用地買収への懸念の有無については判断しかねる。

(委員)

- ・自治連合会の意見で、「米子側に水路があるため境港側にしか拡幅できない構造になっています。」  
このあたりについて、組合の見解は回答になっていないように思えるがいかがか。

(組合)

- ・水路や2軒の民家、これらの物理的な支障については、問題を解決するため、現在複数ルートを検討している。

(委員)

- ・現在複数案を検討しているというのは、先ほど言われた水路のことを含め、そこを通す前提でどういう風にしたらいいかというのを複数考えているという意味なのか、別の道を別のところに通すということを含めて複数案検討しているという意味なのかどちらか。

(組合)

- ・水路のところを必ず通すということではなくて、それを含めて複数案を検討しているところ。

(委員長)

- ・西橋を通る道路の拡幅も検討されていると思うが、現状の道路は狭いか。

(組合)

- ・現状の道路は狭い。車線が無いし、ごみの収集車とか、施設から、焼却灰とかあるいはリサイクルのために回収した鉄とか、そういったものを大きなトレーラーで搬出するということがあるので、当初検討したこの箇所については道路幅あるいは交差点の改良が必要であろうということとで検討した。

(委員長)

- ・移転補償に要する費用などは、まだ積算していないのか。

(組合)

- ・していない。

(彦名校区自治連合会)

- ・移転補償の話だが、令和4年10月の彦名公民館での説明会に該当の方が出席され、その時初めて自分の家がかかっているということを知り、非常に不安がっておられた。具体的な数字は出

せないとしても、おそらく統一した基準があるかと思うので、それを教えてあげるのが丁寧なやり方ではないか。

(組合)

- ・移転補償や用地交渉については、現在は候補地を選定して選定理由を自治会に説明させていただいている段階であり、行っていない。また、同時進行で、施設整備の概要、先ほどの取付道路などを検討しているところ。今後、その検討の結果についても彦名地区の方々にご説明をさせていただいて、あわせて先進地視察などの対応を行った後に、地権者に対する説明会、用地交渉というような手順を考えているため、今の段階で移転補償とか用地交渉ということはできかねると考えている。

(委員長)

- ・建設候補地選定から用地交渉の流れについては、決められたものがあるか。

(組合)

- ・用地選定から用地交渉までの流れについて、法律で決まっているやり方はない。本組合としては、こういった廃棄物処理施設の近くにお住まいの方に対して生活環境への不安の払しょくを第一に考えており、これを説明会の中でクリアしていきたいというところがある。まずはそちらのほうの対応をさせていただいた後で、地権者の皆様方々への具体的な協議、相談等をさせていただくというのが順番としてはいいだろうと考えている。今日は、中間処理施設の意見調整の場ではあるが、現在、最終処分場も新しい施設を設置するように事務を進めており、そちらも同じやり方で進めさせていただいている。
- ・候補地として選定させていただいたその理由なり考え方を、まずは彦名校区の代表の皆様にご理解いただき、そこがクリアできれば次は移転補償の話させていただき、そのような流れで行うのが良いのではないかと。前段がないのに、対象の方のOKを取っているからといった順番が逆になるような形の交渉は避けたいと。あくまでも合意をいただきながら進めていきたい。

(彦名校区自治連合会)

- ・今までの話で地権者に接触されたという事実はないか。

(組合)

- ・説明会の中にはおそらく近くにお住まいの方で土地をお持ちの方がおられるので、そういった形での接触、説明会に出席されていたということはあると思うが、地権者の方としてお話をさせていただいたということはない。

(彦名校区自治連合会)

- ・日下を含む県地区から米子市に対して調査対象地の取下げの要望があった。この時点で管轄は西部広域に移っていた時期だと思うが。米子市にそういった要望が出たという経緯を知っていたのか。

(組合)

- ・令和4年の12月に提出をされたと伺っているが、当方に出されたものではなく、詳細な経緯は分かりかねる。これは米子市議会の公開の場でのやり取りによって、当方は内容の確認ができた。

(彦名校区自治連合会)

- ・取付道路を複数案検討されているということだが、その中で承水路沿いに進入路いわゆる処理施設の中に承水路沿いから施設に入っていくことを拡幅予定だということを初めて伺ったが、このことを特に干拓地で営農されている農業者、団体も含めて説明されたか。

(組合)

- ・説明会の中でいただいた質問に対しては、後日 Q&A を作成し、あらためて配布や説明を行うことを説明会の中でお答えしていた。しかし、その前に要求書が提出されたため、まずはこの第三者委員会での対応を要望されたので、質問に対する詳細な答えはできていなかったというのが現状である。

(委員長)

- ・経済性の検討については次回以降説明されるのか。

(組合)

- ・経済性に対応する検討の内容については、改めて資料を提出し説明させていただく。

(委員長)

- ・協議事項ごとに組合側の説明に彦名校区の自治連合会として納得されたかどうかの確認をさせていただき予定ではあるが、今後、追加で資料が出るということで、現時点では、納得されていないということになるか。

(彦名校区自治連合会)

- ・はい。用地選定で一番重要になっている事項は経済性であり、彦名が4億6000万円、また当初、10億円であったというのはいかにも彦名が経済性で有利であるという説明に用いられたと思う。それが逆転する場合もあり得るのではないか。適正な積算に基づいて、その経済性の部分で崩れたら彦名地区の優位性というのは大いに疑問を持たれることになると思う。

## ②建設候補地評価における生物調査に関する必要性

(彦名校区自治連合会)

- ・評価としては、優劣はついていないと考えている。  
その理由としては、どちらも鳥獣保護区に指定されていないから。それと当初、鳥取県希少動植物の保護に関する条例に基づく特定希少野生動植物である「クマタカ」の目撃情報に基づいて尾高・日下で調査した経緯があるが、それに対して彦名はないからしないということで進んだ。結果としては、クマタカは、非常に珍しいものであり、結局いなかったもので、優劣はついていない。
- ・コウノトリやオオタカがいたというのは、話がすり替えてあるのではないか。特定の野生動植物がいれば非常に貴重だからそれを保護しなければならず、尾高・日下地区は大事にしないとイケない、彦名に建てようという話の筋が変わってしまっていると私も思う。確かにその調査の三日間に、木にとまっていた写真は撮られていたが、たまたまなのかもしれない。生息巣が確認されたのかということも疑問に思う。
- ・それに対し、彦名には、米子水鳥公園がある。この28年間くらいの記録がインターネット上に公開されており、この中には先ほどのコウノトリやオオタカのほか、ノスリとかハイタカの情報が出ている。これはあくまでも水鳥公園のプロの方が確認して載せておられるので、クマタ

カがいたという誰が見たのかもわからないような情報よりは、ランクの違う情報だという風に考えている。だからどう考えても結論的には優劣はつけづらい。

- また、令和4年の10月、一次評価と二次評価が僅差であるとして、最終評価をすることになったが、評価基準は示されなかった。1月か2月に結論だけが一覧表に載ってきた。これで納得しろと言われても難しい。
- 彦名町民と水鳥公園は非常に親密な関係にあり、彦名町民はその生態が守れないのではないかと危機感を感じ、再三にわたり、調査してほしいと要望していたが、実際は令和5年の8月に初めて調査されたということで、これはいかがなものかと。口癖のように1.7km離れているから該当の地区ではない、やはり我々から見たらコミュニケーション不足ではないか。もうちょっと相互理解の努力をしてほしい。
- ごみ処理施設等調査特別委員会という委員会に市議会議員が委員になられている。年に何回も開かれるが、この中でこういう希少動物の調査というのが最低でも一年間の調査が必要ですねというような発言がなされていると。でも実際の最終評価の時にはこれを1.5か月でやろうという話にかわった。それで実際にやったのが令和4年の12月14日から16日まで、8時15分から16時30分までの3日間で先ほどいったコウノトリがいた、オオタカがいたという話になった。あまりにも雑ではないか。重要な項目なので丁寧をお願いしたいと思っている。

(組合)

- 資料2の整理番号②から⑥は最終候補地調査に関する項目であり、まず共通事項について説明する。
- 最終候補地調査の目的は、当初(第4回用地選定委員会)は、施設整備の推進に多大な影響を及ぼす要因等を事前に把握し、その対策を講じるため最終候補地調査を行って、その結果をふまえ当該候補地の有効性を評価することであった。さらに、第7回の用地選定委員会において最終候補地調査の対象地が複数箇所となったことから、候補地としての優位性を判定する目的が追加された。
- 次に、最終候補地調査の対象とする基準は、当初は総合評価点が1位となった候補地とされていたが、第7回用地選定委員会において、総合評価点の順位が1位と2位になった候補地とされた。最終候補地が2か所になった理由は整理番号⑧で説明する。
- 続いて、最終候補地調査の調査項目は、鳥取県環境影響評価条例に規定される項目に準じて、最終候補地調査の時点で調査可能な項目を選定された。なお最終候補地調査は用地選定のプロセスとして実施するもので、より詳細な調査は用地選定後、鳥取県環境影響評価条例の規定に基づき実施することとしている。

また、最終候補地調査の項目および内容については、地元説明会や用地選定委員会での意見を受けて第7回用地選定委員会において項目の変更や追加が行われた。まず生物調査希少種のことについては一次調査における机上調査により、特定希少動植物であるクマタカの情報があつたことから現地調査を実施することとなった。文化財の候補地確認調査についても一時調査における机上調査により、隣接地に文化財の存在が確認されていることから、最終候補地調査の調査対象地における文化財調査の必要性及び想定期間を調査することとなった。また候補地選定に先立ち、令和3年5月以降に地元説明会を実施し、その中で出された意見等踏まえ、大気

質については現地における調査を行ったうえで影響を予測するという事になった。また、搬入車両による交通渋滞等に関する意見を踏まえて施設を整備した際の交通量及び交通渋滞の予測を追加することとされた。

- ・続いて、最終候補地調査の調査範囲は、鳥取県環境影響評価条例に規定される環境影響評価の対象となる地域に準じて設定された。条例に記載される環境影響評価の対象範囲は、事業実施想定区域つまり事業の建設予定の区域になる。それとすでに入手している情報によって一つ以上の環境要素にかかる環境影響を受ける恐れがあると認められた地域、この二つが対象となる地域ということになる。
- ・生物調査の必要性について、最終候補地調査の目的は先ほど説明したとおり、優位性を判定することを含んでいる。また最終候補地調査の調査内容は県条例に規定される環境影響評価の対象地としており、事業の実施想定区域である。
- ・また、生物調査は生物多様性および自然環境の体系的保存を目的とした調査予測及び評価されるべき環境要素として鳥取県環境影響評価条例に規定されている評価項目の一つである。そして、令和4年1月の第4回用地選定委員会の時点で最終候補地調査において希少種の生息について机上調査を基本とする調査を行うこととしており、実施した一次調査により、尾高・日下地区の建設候補地において、クマタカの生息の可能性に関しての情報があつたため、施設整備の実施にあたり影響を及ぼすことが想定される要因となるものであり、尾高・日下地区における現地調査を実施したもの。一方、彦名町地内の候補地にはそういった情報はない。
- ・なお、この度の調査は用地選定のプロセスとして実施したものであり、一年を通じた詳細な調査は今後鳥取県環境影響評価条例の規定に基づいて実施するものと考えている。
- ・続いて、水鳥公園を調査の対象としなかったことについては、水鳥公園は最終候補地調査の範囲である事業実施想定区域から1.7km離れており、最終候補地調査の範囲には含まれていない。また、水鳥公園にヒアリングを行ったところ、建設候補地と水鳥公園は1.7km離れていることから水鳥への影響はないとの回答を得ている。  
なお、水鳥公園の周辺には米子市、安来市の工業団地があること、また、全国のラムサール条約の登録湿地には周辺が開発されたところもあることから、中間処理施設の設置による水鳥公園の生物への影響は小さいと想定している。

(委員)

- ・「水鳥公園の周辺には工業団地があること、全国のラムサール条約登録湿地には周辺が開発された場所もあり、中間処理施設の設置による水鳥公園の生物への影響は小さいと想定する。」とは、組合の見解か、それとも水鳥公園の見解か。

(組合)

- ・組合の見解である。

(委員)

- ・ラムサール条約の登録湿地のところで同じような廃棄物処理施設が建っているところがあるか。

(組合)

- ・愛知県の藤前干潟もラムサール条約湿地に指定されているところで、その目の前に大きなごみ処理施設が稼働している。

(委員)

- ・調査が3日間だったということを伺ったが、この調査期間は短いかなと思うが、そのような短い調査期間になった理由は何か。水鳥というのは季節によっても違うと思うし、何回も調査する必要があると思うが、3日間しかも8月というのは何か理由があるのか。

(組合)

- ・この度の調査、もともと机上調査として行うこととしていた。鳥取県条例の所管課に各候補地の場所を示して、特定希少野生動植物の情報があるか照会したところ、尾高・日下においてクマタカを目撃情報があるとの回答を受けたので、確認調査を行ったもの。生息巣とかそういったところの調査までではなくて、その建設候補地を見てその周りを確認したというところ。

(委員)

- ・全国の登録湿地で開発されるにあたってどういった調査をされたとかプロセスについて調べたことがあるか。

(組合)

- ・藤前干潟のケースについて特段の配慮をされたか問合わせたところ、特段の配慮はしていなかったとの回答を得た。

(委員)

- ・最終候補地調査の範囲というのはどこか。

(組合)

- ・原則としては、建設候補地であるが、環境要素ごとに少し違うところもある。

(委員)

- ・仮に調査の対象地の隣に水鳥公園があってもそれは調査の対象にはならないのか。

(組合)

- ・隣にあった場合、環境に影響を及ぼし得るかという可能性がゼロではない、そのゼロではないという程度のところをどうとらえるかということで、環境影響評価を実施する場合には、まず配慮書という何に配慮するのか、この審議は、専門家の方を交えた県の審議会で審議され、その結果によって、調査対象になるのかならないのかということになるので、現段階では仮定の話であり明確には答えられない。
- ・建設候補地までは水鳥公園の中心点からということであれば2km以上離れている。この同心円の中には、米子市あるいは安来市の工業団地等も含まれているし、他の登録湿地等の状況も鑑みると、水鳥公園を今回の最終候補地調査の対象としないというのは妥当であると考えている。

(委員)

- ・最終候補地調査の観測場所は建設予定地内なのか。または周辺も確認されたのか。

(組合)

- ・様々な角度から見えるように事業の対象域含めて現地の周辺を歩いて移動観測を行った。定点観測については、少し離れた場所である水源地の敷地内から知見のある方が調査用の望遠鏡を用いて調査をされた。

(彦名校区自治連合会)

- ・北帰行ルートについて、自分の経験からすると主な北帰行の方向はおそらく違うと思う。



- ・米子水鳥公園は建設候補地から 1.7km 離れていることから影響は小さいと想定することだが、それに対して令和 5 年 4 月 1 7 日に開催された全員協議会の資料に、選定委員の意見として、今後整理する主な事項というのがあり、その中に、水鳥への影響を低減する対策が謳われており、この二つの説明は矛盾している。

(組合)

- ・北帰行については、あくまで主なルートということで、他にも当然様々なルートはある。
- ・水鳥への影響について、全くないとは言えることではないが、より小さくなるような配慮は必要ではないかと考える。

(彦名校区自治連合会)

- ・県に確認して、目撃情報があったから調査したということだが、彦名でも水鳥公園に飛来したデータはある。彦名の建設候補地で鳥を観察する人はいないので、情報があるかないかとなれば、尾高・日下は森なので確かに情報は多いかもしれない。ただ問題は本当にそこに生息しているのかどうか、たまたま 3 日の間に目撃されたということで優位性があるということの判定は非常に難しい。
- ・水鳥公園から 1.7km だから問題ないというが、鳥は 1.7km 数秒で飛ぶ。鳥にとってその距離は関係ない。水鳥公園でいろんな珍しい鳥が来ている記事があるのに、オオタカ、コウノトリがいたから優位性があるという論点は全く評価に値しないと思う。彦名のほうが挙げればきりがなくくらい珍しい鳥もいる。彦名の調査をおろそかにされたということは恣意的な何かを感じざるを得ない。公平に、同等の調査をして評価をすべき。

(委員長)

- ・現状では納得していないということですか。

(彦名校区自治連合会)

- ・はい。

### ③建設候補地評価における大気に関する評価結果の妥当性

(彦名校区自治連合会)

- ・組合の資料によると、概ね大気における害は無いが、一点憂慮されることとして、尾高・日下地内においては 50m の煙突の高さと同じ高さで約 800m 離れたところに民家があると、彦名は平地だからそのような民家は無い。だけどこれは一定条件の下によるもので、彦名は、施設敷地から 120m 離れたところに二軒の民家が存在している。風がなくて条件が合えば漂って、その二軒のところに漂うことも十分に考えられる。一方、尾高・日下には 800m 離れているのに、煙突の高さと同じ標高だから、彦名にはそのような土地が無いから彦名に優位性があるというのは非常におかしいと思う。大気なので、年中違う方向に風が吹く。煙突の高さと同じ標高の 800m 離れた民家に、煙突から出た煙が直接当たるイメージがわからない。
- ・もう一つは、彦名町では、体感的に、非常に西風が多く、中海から住宅地に向かって吹いている。冬場など強風時は広域と言われるようにたとえ西風が吹いても拡散して飛んで逃げるので、住宅における被害、直接降り注ぐということはない。ただしこれも条件によっては少し下向きで緩い風が吹けば、320m から 800m の間に 200 軒以上の住宅があつて、そこに降り注ぐというこ

ともある。もちろん尾高・日下についても住宅地があるので、その条件は同じ。ただ2軒の住宅が煙突と同じ高さにあることをもって優位性の判定をするということは非常におかしい。

(組合)

- ・煙突排ガスの大気拡散予測について、まず調査目的は、予測結果による周辺への影響について国が示す環境基準値との比較を行い、必要な保全対策方針を作成すること、またそれに合わせて、両候補地の優位性を判定することであり、より詳細な調査は用地選定後に鳥取県環境影響評価条例の規定に基づいて実施することとしている。調査方法は、既往データとして米子特別気象観測所のデータを用い、現地の風向・風速の状況と一致するか確認するため、現地における風向・風速調査を行い、影響を予測した。調査範囲は、県条例に規定されている環境影響評価の範囲に準じ、最終候補地の中心から半径2kmと設定された。煙突排ガスによる影響を考慮した大気拡散予測の結果、両調査対象地とも長期的評価については環境基準に整合しており、短期的評価についても寄与濃度は、環境基準に対してかなり低い数値となっており、長期的評価、短期的評価ともに環境基準を十分に順守していることから、周辺への影響は軽微という風に予測され、優位性はないとの判定であった。
- ・しかし、断面作成による周辺への影響検討について、米子市尾高・日下地内において、北東方向の山地に煙突と同じ高さの標高に住宅地があり、煙突排ガスが直接到達する可能性がある。一方米子市彦名地内は平地であり、煙突高さと同程度となる土地は存在しないことから、米子市彦名地内に優位性があるという判定でした。

(委員)

- ・今の説明だと同程度の高さにある建物に直接その真横に風が吹いてどの程度影響があるのかという説明にはなっていないと思うが、この点について、現時点で補足があるか。

(組合)

- ・程度というのは実際に計測するのは難しく、それがあかないかというような比較である。
- ・あくまでも候補地二つ、最終候補地調査の対象としたわけであり、どちらがより処理施設として優位性があるのかということを選ぶ必要があるので、個々の標高が煙突と同程度のところに集落があるというところ、彦名町にはそういったものがないというところ、ここのところは大きく条件が違うであろうというところで優位性を判定したということで、安全性の議論ではないということ。

(委員)

- ・短期的評価で条件が悪いときという決め方は、風なのか、集落がある割合をみて最悪を判定しているのか、何を持ってそこの向きが最悪だという判定になっているのか。

(組合)

- ・最大着地濃度の出現は、大気安定度が影響する。大気が不安定となった時には煙が真横に流れず、上昇、下降を繰り返す状態となる。日射や風の強さで大気安定度が決まり、一番大気が不安定になる条件のとき、あくまでまれな状態ではあるが、どのあたりに出現地点が生じるのかということシミュレーション予測したもの。

(委員)

- ・特別気象観測所のデータと現地と整合性を見るということによろしいか。

(組合)

- ・年間を通じて観測されているのは、米子特別気象観測所なので、その条件と現地の風向きを調査し補正し予測したもの。

(委員)

- ・長期的評価と短期的評価の同心円のような形で影響が及ぶ程度が示されているが、この方向が影響が比較的高くなる方向ということか。

(組合)

- ・着地濃度が最高と予測される地点。

(委員長)

- ・ただ今の整理番号③について、自治会様として納得はされていますか。

(彦名校区自治連合会)

- ・納得していない。

(彦名校区自治連合会)

- ・最終候補地の評価について、鷹の話とか煙の話とかいろいろ全て彦名側から申し上げた事案ではない。クマタカを見たときそれを針小棒大に理解して調査し、それで有効性が彦名のほうがあるという乱暴な決定について我々は納得してない。彦名の我々のほうにどんな問題があるかをヒアリングして、その問題を調査したという経緯がない。尾高・日下から言われて調査した、彦名にも何かございませんかという話は一切、行政側から無かった。ここがこの問題の我々が納得できない最大のポイントである。本日、冒頭で連合自治会長が言ったように反対ということではなく、公平な判断に基づいて決定されれば我々はやぶさかではないというスタンスはみな持っている。今のこの鷹や煙の話、彦名に住んでいる人に対してもっといろいろな問題はありませんかヒアリングしてから議論していかないと、尾高・日下の住民の意見をすごく大きく取り上げてここに持ってくること自体、笑止千万なことで、行政のやることではないと思う。公平にやって議論し、その結果、彦名になったというなら納得するが、何項目かは一方的に尾高・日下から上がってきた議論で、彦名からの意見を吸い上げた形跡は一つもなく、彦名ありきという進め方に抵抗を感じる。

(委員長)

- ・本日はここまでとさせていただきたい。

(2) 次回委員会の会議の公開・非公開について

(委員長)

- ・次回委員会の公開・非公開について決めさせていただく。本日と同様な議論となりますので、非公開情報に該当するような事項はないと思うので、公開としたいがいかがか。

(委員)

- ・異議なし。

(委員長)

- ・公開とする。

4 その他

(事務局)

- ・何かあれば（特になし。）

## 5 閉会

(事務局)

- ・以上で、第2回鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設意見調整委員会を閉会する。